

平成25年度第4回産業衛生技術部会企画運営委員会 資料

日時：平成26年3月1日(土) 10時～13時

会場：早稲田大学 西早稲田キャンパス51号館12階 環境資源工学科会議室

出席：加藤隆康、橋本晴男、中明賢二、名古屋俊士、宮内博幸、大西明宏、村田克
(中村憲司、落合孝則、山野優子、今井常彦)

欠席連絡：田中茂、原邦夫、中元健吾、近藤充輔

報告

1. 前回 (2013.9/26) 議事録
2. 来年度計画、予算
3. 中明賢二先生 日本産業衛生学会功労賞受賞、河合俊夫先生 同学会賞受賞
4. 個人ばく露測定委員会の経過 (橋本委員)
5. 政策法制度委員会関係 (化学物質管理についての提言の準備) (橋本委員)
6. 生涯教育委員会関係 (新委員、GPS賞選出結果) (橋本委員)

審議

1. 今年度報告、決算
2. 中明賞選出
3. 来年度行事
 1. 学会 (5月) 会期中
 2. 部会大会ほか (9月)
4. 部会細則改定に伴う部会規則の改定
5. 部会幹事 (地方会担当) 新任
6. 次回日程

産業衛生技術部会 企画運営委員会・幹事会(平成25年9月開催) 議事録

平成25年度第3回産業衛生技術部会企画運営委員会 議事録

日時：平成25年9月26日(木) 15時30分～17時30分

場所：名古屋国際会議場435会議室

出席（敬称略）：加藤隆康部会長、橋本晴男副部会長、中明賢二、落合孝則、
宮内博幸、中元健吾、村田克（文責）

1. 来年度からの秋の部会行事について

事務局案（次ページの幹事会議事録に記載）で了承。

2. 学会理事会の報告（部会担当理事・柴田先生）

3. 生涯教育委員会への委員推薦について

当部会からは落合孝則先生（現在2期目）と橋本晴男先生（1期目）が。落合先生の退任に伴い、部会から新たに推薦する必要がある。→竹内 靖人先生（中災防大阪）に打診する。

4. 本年度部会大会、第17回専門研修会等の開催について

第23回産業医・産業看護全国協議会会期中、同会場で下記行事（参加無料）を開催。（全国協議会行事のうち、4部会合同セミナーとリレーワークショップは他部会と共催）

(1) 第17回産業衛生技術専門研修会「産業現場における呼吸用保護具」

（フィットテスト研究会との共催）

平成25年9月26日(木) 18:00～20:00、名古屋国際会議場436会議室

講演1. 「産業現場における呼吸用保護具」 田中茂（十文字学園女子大）

2. 「産業現場における呼吸用保護具使用の実際」 中原浩彦（EMGマーケティング）

実習 各種呼吸用保護具の着用およびフィットテスト

参加者数：約20名（+メーカー協力）

(2) 産業衛生技術シンポジウム（第22回産業衛生技術部会大会）

平成25年9月27日(金) 14:00～17:00、名古屋国際会議場231会議室

テーマ：化学物質管理

座長：中元健吾（日本ガイシ）

1. 「化学物質管理に関する行政の動向」 名古屋 俊士（厚労省「職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会」座長、早稲田大学理工学術院 教授）

2. 「リスク管理にもとづく化学物質管理」 武田 繁夫（武田労働衛生コンサルタント事務所）

3. 「事業場における化学物質管理の実際」 片岡 直也（株式会社豊田自動織機・安全健康推進部）

4. 総合討論

(3) 平成25年度第3回産業衛生技術部会企画運営委員会

平成25年9月26日(木) 15:30～17:30、名古屋国際会議場435会議室

(4) 平成25年度第2回産業衛生技術部会幹事会

平成25年9月27日(金) 13:00～14:00、名古屋国際会議場231会議室

5. 第87回日本産業衛生学会（2014年5月21日～24日、岡山）における行事の開催について

中国地方会担当幹事・田口豊郁先生と協力し、講師や研修会テーマの選定など準備を進める。

(1) 産業衛生技術フォーラム

テーマ案「職場における有害要因の表示について（仮）」

職場における有害要因に関し労働者や事業者に対して必要な情報を提供するため、職場で取り扱う化学物質の小分け時などにおける表示や、作業環境測定結果の労働者への開示が求められる。このような問題について事例を交えた情報を提供する。

講師案：阿部龍之（阿部労働安全衛生コンサルタント事務所）

地元企業、測定機関

(2) 第18回産業衛生技術専門研修会

テーマ案：開催地の地場産業に関わる労働衛生上の課題

(3) 「個人ばく露測定に関する委員会」報告

学会シンポジウムとして開催する（学会企画運営委員会了承済み）。

6. 第24回産業医・産業看護全国協議会

平成25年度第2回 産業衛生技術部会幹事会 議事録

日時：平成25年9月27日(金) 13時～14時

場所：名古屋国際会議場231会議室

1. 来年度からの秋の部会行事（事務局案）

- ・産業医・産業看護全国協議会の会期中に同会場で開催する。
（共催しない。会場費など開催費用は部会で負担する。）
- ・産業衛生技術部会大会（産業衛生技術シンポジウム）、産業衛生技術専門研修会、部会幹事会を開催する。
- ・企画・運営は開催地方会幹事の先生と部会本部とで協力して行う。（春の学会と同様）
- ・全国協議会での4部会合同企画については他部会と共同して企画・開催に関わる。
- ・産業医・産業看護全国協議会の他部会との共催について
 - ・参加者がほぼ学会員のみであること
 - ・4部会共催の場合の春の学会との違いや名称

2. 本年度部会大会、第17回専門研修会等の開催について

第23回産業医・産業看護全国協議会会期中、同会場で下記行事（参加無料）を開催。（全国協議会行事のうち、4部会合同セミナーとリレーワークショップは他部会と共催）

(1) 第17回産業衛生技術専門研修会「産業現場における呼吸用保護具」

（フィットテスト研究会との共催）

平成25年9月26日(木) 18:00～20:00、名古屋国際会議場436会議室

講演1. 「産業現場における呼吸用保護具」 田中茂（十文字学園女子大）

2. 「産業現場における呼吸用保護具使用の実際」 中原浩彦（EMGマーケティング）

実習 各種呼吸用保護具の着用およびフィットテスト

参加申し込み（9/25現在）：15名

(2) 産業衛生技術シンポジウム（第22回産業衛生技術部会大会）

平成25年9月27日(金) 14:00～17:00、名古屋国際会議場231会議室

テーマ：化学物質管理

座長：中元健吾（日本ガイシ）

14:05～14:50「化学物質管理に関する行政の動向」名古屋 俊士（厚労省「職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会」座長、早稲田大学理工学術院 教授）

14:50～15:35「リスク管理にもとづく化学物質管理」武田 繁夫（武田労働衛生コンサルタント事務所）

15:35～16:20「事業場における化学物質管理の実際」片岡 直也（株式会社豊田自動織機・安全健康推進部）

16:25～17:00 総合討論

(3) 平成25年度第3回産業衛生技術部会企画運営委員会

平成25年9月26日(木) 15:30～17:30、名古屋国際会議場435会議室

(4) 平成25年度第2回産業衛生技術部会幹事会

平成25年9月27日(金) 13:00～14:00、名古屋国際会議場231会議室

3. 第87回日本産業衛生学会(2014年5月21日～24日、岡山)における行事の開催について

中国地方会担当幹事・田口豊郁先生と協力し、講師や研修会テーマの選定など準備を進める。

(1) 産業衛生技術フォーラム

テーマ案「職場における有害要因の表示について（仮）」

職場における有害要因に関し労働者や事業者に対して必要な情報を提供するため、職場で取り扱う化学物質の小分け時などにおける表示や、作業環境測定結果の労働者への開示が求められる。このような問題について実例を交えた情報を提供する。

講師案：阿部龍之（阿部労働安全衛生コンサルタント事務所）

地元企業、測定機関

(2) 第18回産業衛生技術専門研修会

テーマ案：開催地の地場産業に関わる労働衛生上の課題

(3) 「個人ばく露測定に関する委員会」報告

学会シンポジウムとして開催する（学会企画運営委員会了承済み）。

以上

3) 産業衛生技術部会

(部会長：加藤 隆康)

1. 産業衛生技術フォーラムおよび第18回産業衛生技術専門研修会、個人ばく露測定に関するシンポジウムを第87回日本産業衛生学会（岡山市）において開催する。
 2. 部会総会を第87回日本産業衛生学会（岡山市）において開催する。
 3. 部会幹事会を第87回日本産業衛生学会（岡山市）および秋季に開催する。
 4. 他の部会と協働して合同行事を開催する。
 5. 各地方会と協働して産業衛生技術に関する研修会を開催する。
 6. 産業衛生技術部会奨励賞の候補者を選考し、該当者を表彰する。
 7. 6委員会の活動を行う。
- (1) 企画運営委員会 (2) 教育研修委員会 (3) 広報委員会 (4) 企業安全衛生グループとの交流委員会 (5) 表彰委員会 (6) 4部会コラボレーティング委員会

第23回産業衛生技術部会大会

(部会長：加藤 隆康)

1. 第23回産業衛生技術部会大会（産業衛生技術シンポジウム）および第19回産業衛生技術専門研修会、部会幹事会を、第24回産業医・産業看護全国協議会（金沢市）の会期中に同会場で同時開催する。

第24回産業衛生技術部会大会

(部会長：加藤 隆康)

1. 第24回産業衛生技術部会大会（産業衛生技術シンポジウム）および第21回産業衛生技術専門研修会、部会幹事会を、平成27年度下半期に開催する。

中明賞（産業衛生技術部会奨励賞）

過去の受賞者（敬称略）：

平成17年（#1）＝宮内 博幸、平成18年（#2,3）＝篠宮 真樹・山野 優子、平成19年（#4,5）＝大藪 貴子・村田 克、平成20年（#6,7）＝関向 和明・長谷川 紀子、平成21年（#8,9）＝竹内 靖人・中村 亜衣、平成22年（#10,11）＝落合 孝則・對木 博一、平成23年（#12,13）＝今井 常彦・城 憲秀、平成24年（#14,15）＝大西 明宏・進藤 拓、平成25年（#16）＝原 邦夫

日本産業衛生学会（平26.5 岡山）会期中行事

・第18回産業衛生技術専門研修会

2014年5月23日（金）10：10～12：10（予定）120分

テーマ「岡山地元企業の労働衛生管理の実際」

担当：産業衛生技術部会 中国地方代表幹事 田口豊郁先生

内容：岡山県の地元企業の労働衛生管理の事例(グッド・プラクティス等)についての研修講演

- ① 造船業の労働衛生管理（仮題）：岩崎 喜久男（岩崎労働衛生コンサルタント事務所 所長）
- ② 耐火物工業の労働衛生管理（仮題）：京江 啓二（品川リフラクトリーズ(株)エンジニアリング部）
- ③ 自動車工業の労働衛生管理（仮題）：森尾 眞介（三菱自動車工業株式会社 水島製作所 健康管理センター産業医）

・産業衛生技術部会幹事会

2014年5月23日（金）17：00～18：00（予定）

・産業衛生技術部会総会

2014年5月24日（土）14：30～15：30（予定）60分

・産業衛生技術フォーラム

2014年5月24日（土）15：30～17：30（予定）120分

テーマ「作業環境管理におけるリスクコミュニケーション」

平成24年7月の有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行にともない、作業環境測定の評価の記録、当該評価に基づく措置の内容等について、作業場に掲示する等により労働者に周知しなければならないことになった。そこでこの法令改正の経緯を委員会審議に関わった立場から、またこのような作業環境に関わる情報の労働者への周知についての現状や課題などを測定機関および産業医の立場から示していただき、作業環境管理における情報伝達のあり方について議論する。

講師：名古屋 俊士（早稲田大学理工学術院）、田吹 光司郎（西日本産業衛生会）、中元 健吾（日本ガイシ株式会社）

・学会シンポジウム

テーマ「個人ばく露測定の実施のためのガイド（産業衛生技術部会「個人ばく露測定に関する委員会」報告）」

座長：名古屋 俊士（早稲田大学 理工学術院）

演者：山田 憲一（中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター）

熊谷 信二（産業医科大学 産業保健学部）

橋本 晴男（EMGマーケティング 医務産業衛生部）

・学会シンポジウム企画（4部会合同企画）

題名：これからの職場改善

～問題解決型4部会合同セミナーのアプローチ～

日時：2014.5.22 13:40~15:40

2時間（10分解説、20分発表×4＋30分質疑、議論）

会 場：岡山コンベンションセンター2階 第4会場（展示ホール）

趣 旨： 産業保健スタッフが職場改善を行う上で障壁になるのは、「予算」「職場上司」「職場の作業員」である。せっかくの良い改善提案と本人は思っているが、無視や反対により結局は挫折感を味わう事が多い。

かつては会社や事業所で経験を積み、上司や職場の信頼を得て、初めて提案が通るものだという意見もあったが、そうなるまで待たないと改善ができないのであろうか？

既に11年間行ってきた合同セミナーや産業疲労研究会、ILOで行われた事例や手法を紹介して職場改善の資としたい。

シンポジスト連絡先

座 長：宇土博（文教女子大）：落合孝則（東京工業大学）：RHE00343@nifty.com

シンポジスト、内容：

1. 吉川徹 労働科学研究所 チェックリストの開発
2. 坂田知子 福岡徳洲会病院 病院の職場改善事例から
3. 中谷敦 日立製作所 水戸健康管理センタ 工場の改善事例から
4. 川上剛 ILO アジアの小規模職場の改善事例から

第87回日本産業衛生学会 開催概要

メインテーマ 産業保健：原点から未来へ

サブテーマ 抗少子化及び抗加齢化

会 期 平成26年5月21日（水）～24日（土）、25日（日）【特別研修会】

会 場 ・岡山コンベンションセンター 〒700-0024 岡山市北区駅元町14-1

TEL：086-214-1000、FAX：086-214-3600 Email:occ-info@mamakari.net

・岡山シティミュージアム 〒700-0024 岡山市北区駅元町15-1 TEL：086-898-3000、
FAX：086-898-3003、Email:okayama-city-museum@city.okayama.jp

後 援 岡山県、岡山市

学会事務局 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 公衆衛生学分野

〒700-8558 岡山県岡山市北区鹿田町2-5-1 TEL：086-235-7184、

FAX：086-226-0715 E-mail：sanei87@md.okayama-u.ac.jp

運営事務局 株式会社共同 〒701-0205 岡山県岡山市南区妹尾2346-1

TEL：086-250-7681、FAX：086-250-7682、E-mail：jsoh87@wjcs.jp

日本産業衛生学会産業医・産業看護全国協議会（平26.9 金沢）会期中行事

・第19回産業衛生技術専門研修会

テーマ案：「職域における感作性物質について」佐藤一博先生（福井大学）

・第23回産業衛生技術部会大会（産業衛生技術シンポジウム）

・全国協議会内シンポジウム

9/27（土）午前10時～12時

テーマ内容：衛生管理者1名の事業所でもできる有害物管理

講演案（3題）

1. 過去の事例から学ぶ：有機溶剤中毒や石綿、胆管がんの事例を通じた解説
2. 作業環境測定結果をどう使うか：単純に管理区分をみるだけでなく。特殊検診の結果の見方についても
3. 化学物質の管理：SDSを利用した、作業者でもできる分かりやすい方法

第24回産業医・産業看護全国協議会

（合同開催）第23回産業衛生技術部会大会

メインテーマ「産業衛生をすべての人々と職場に」

会 期 2014年9月24日（水）・25日（木）・26日（金）・27日（土）

会 場 金沢市文化ホール 〒920-0864 石川県金沢市高岡町15-1 TEL:076-223-1221

石川県文教会館 〒920-0918 石川県金沢市尾山町10-5 TEL:076-262-7311

企画運営委員長 中川秀昭（金沢医科大学総合医学研究所所長）

企画運営副委員長 亀田真紀（金沢大学）、城戸照彦（金沢大学）、曾山善之（曾山歯科医院）、服部 真（城北病院）

主 催 日本産業衛生学会北陸甲信越地方会、産業医部会、産業看護部会、産業歯科保健部会

学術事務局 金沢医科大学医学部 公衆衛生学

〒920-0293 石川県河北郡内灘町大学1-1

TEL 076-218-8093 FAX 076-286-3728

Email ncopn24@kanazawa-med.ac.jp

運営事務局 株式会社ネクステージ

〒920-0348 石川県金沢市松村7丁目135-1

TEL 076-216-7000 FAX 076-216-7100

Email ncopn24@nex-tage.com

過去の部会大会および専門研修会、産業衛生技術フォーラム（平成22年～平成25年）

部会大会

- 第19回「産業衛生分野における現在の人間工学の役割」平成23年1月22日(土) 13時-16時 早大西早稲田キャンパス
労働衛生における人間工学的課題=城内博(日大) 椅子作りと人間工学=八木佳子(イトーキ) 高齢労働者の転倒災害と防止対策=大西明宏(安衛研) safety management におけるヒューマンファクター=小松原明哲(早大)
- 第20回「産業衛生技術の10年とこれから」平成23年12月10日(土) 13時-16時 早大西早稲田キャンパス
産業衛生技術の10年とこれから=中明賢二(麻布大) 第三次産業の安全衛生の現状と対策=宮内博幸(産業保健協会) 呼吸用保護具の防護性能と実際の使用=粉川昇市(重松製作所) 呼吸用保護具の防護性能と実際の使用 ~企業における実際=中原浩彦(エクソンモービル) 放射線、放射能の測定と管理=山田憲一(中災防)
- 第21回「改めて腰痛を考えよう」平成24年11月23日(金・祝) 14時-17時 東京工科大 蒲田キャンパス
福祉・医療職場における作業関連性運動器障害の現状と課題=埴田和史(滋賀医大) 腰部負担軽減を目的とした継手付き体幹装具Trunk Solutionの開発と評価=勝平純司(国際医療福祉大) 腰痛に対する新しいエクササイズ=齋藤昭彦(杏林大)
- 第22回「化学物質管理」平成25年9月27日(金) 14時-17時 名古屋国際会議場231会議室
化学物質管理に関する行政の動向=名古屋俊士(早大教授) リスク管理にもとづく化学物質管理=武田繁夫(武田労働衛生コンサルタント事務所) 事業場における化学物質管理の実際=片岡直也(豊田自動織機)

専門研修会

- 第10回：平成22年5月27日(木) 15時半-17時 福井県国際交流会館
職場における化学物質管理の今後の動向について =名古屋俊士(早大)
- 第11回：平成23年1月22日(土) 10時-11時半 早大西早稲田キャンパス
人間工学=大橋信夫(労研)
- 第12回：平成23年5月19日(木) 14:45-16:55 シーサイドホテル芝弥生
企業経営リスクと産業衛生=加藤隆康(グッドライフデザイン)
- 第13回：平成23年12月10日(土) 10時-12時 早大西早稲田キャンパス
安全衛生の投資対効果=小澤正彦(損保ジャパン)
- 第14回：平成24年5月31日(木) 9時-11時 名古屋国際会議場
作業用履物に適した安全靴・プロテクティブスニ

- カーの基礎=林辰男(シモン) 医療従事者と靴のあり方=笠井一治(ミドリ安全) 転び災害防止と安全靴・作業靴の耐滑性能=永田久雄(労研)
- 第15回：平成24年11月24日(土) 9時半-11時半 東京工科大 蒲田キャンパス
実用上のガイドとなる個人ばく露測定の方法の検討について=橋本晴男 (EMGマーケティング) 有機溶剤職場における胆管癌発症について=熊谷信二(産医大)
- 第16回「個人ばく露測定の作業場での活用について」平成25年5月16日(木) 13時-15時 ひめぎんホール別館1階第13会議室
個人ばく露測定に関する近年の国内の動き=山田憲一(中災防) 産業衛生技術部会個人ばく露測定検討委員会の中間報告=橋本晴男(EMGマーケティング) 欧米の実施手法の実際=中原浩彦(EMGマーケティング)
- 第17回「産業現場における呼吸用保護具」(フィットテスト研究会と共催) 平成25年9月26日(木) 18時-20時 名古屋国際会議場436会議室
産業現場における呼吸用保護具=田中茂(十文字学園女子大) 産業現場における呼吸用保護具使用の実際=中原浩彦(EMGマーケティング) 実習=各種呼吸用保護具の着用およびフィットテスト

産業衛生技術フォーラム

- 平成22年5月28日(金) 14時半-17時 福井県国際交流会館「化学的環境-リスク管理とリスク軽減-」
ホルムアルデヒドを含む化学物質のリスク管理=河合俊夫(中災防大阪) 化学物質と神経障害=松岡雅人(東京女医大) 化学的環境のリスク軽減=谷井秀治(金沢大)
- 平成23年5月20日(金) 15時-17時 ホテルアジュール竹芝「企業経営リスクとしての産業衛生を考える」=小澤正彦(損害保険ジャパン)、安福慎一(新日鐵)、原邦夫(帝京平成大)、野口和彦(三菱総研)
- 平成24年6月2日(土)13:40-16時半 名古屋国際会議場「産業衛生技術者の役割と期待」
より合理的な化学物質管理に向けて=半田有通(厚労省) 労働衛生管理における衛生管理者の役割-産業医の立場から- =中元健吾(日本ガイシ) 除染作業者の曝露リスク=村田克(早大)
- 平成25年5月17日(金)14:30-16:30 ひめぎんホール3階第6会議室「高齢労働者の転倒災害防止を考える~65歳現役社会を迎えて~」
体力低下に伴う労働災害の予防についての包括的取り組み例の報告~転倒予防・筋骨格系疾患対策・復職支援~ =牟智之(JFEスチール) 高齢労働者の転倒災害防止のための身体機能改善プログラム =川越隆(愛知医大, 東海ゴム工業) 転倒災害防止のための高齢労働者の作業管理=岩根幹能(和歌山健康センター) 高齢労働者の転倒災害防止に有効な手段とは=大西明宏(安衛研)

新任幹事について

(中国地方会幹事 田口先生)

「代表幹事の2人目として、森本寛訓(川崎医療短期大学、講師)を推薦させていただきます。森本先生は、川崎医療福祉大出身(学部、修士、博士)で、博士(臨床心理学)を取得しています。現在の研究テーマは産業ストレス(特に福祉労働者の)で、毎年、産業衛生学会で発表しています。年齢は30代と若く、これからの産業衛生技術部会での活躍が期待できます。中国地方代表幹事に推薦いたしますので、よろしくお願いいたします。」

氏名： 森本寛訓 (もりもとひろみち)

所属： 川崎医療短期大学〒701-0194 岡山県倉敷市松島316 TEL:086-464-1032

職名： 講師

メール： morimoto@jc.kawasaki-m.ac.jp

学位： 博士(臨床心理学)

主要所属学会： 日本心理学会、日本健康心理学会、日本心理臨床学会、日本産業衛生学会、日本社会

福祉学会

研究テーマ： 対人援助サービス従事者の職業性ストレス研究

学歴：

1997 年3 月川崎医療福祉大学医療福祉学部臨床心理学科卒業

1999 年3 月川崎医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻（修士課程）修了

2002 年3 月川崎医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻（博士後期課程）単位取得後退学

2006 年3 月博士(臨床心理学)取得川崎医療福祉大学医療福祉学研究科

職歴：

2002 年4 月- 2005 年3 月川崎医療福祉大学助手

2006 年4 月- 現在川崎医療短期大学講師

関東地方会の理事候補者選挙制度検討委員会の検討について

(田中委員、1月8日に開催の第1回議事録案を参照して作成)

1 前回の理事選挙時の問題点

(1) 電子投票の仕組みや投票プロセス、結果等の確認について、選挙管理委員長を含む選挙管理委員会への事前の説明が十分でない上、運用についての手順化がきちんとなされていないため選挙管理委員会が果たすべき役割を果たせなかった。電子投票を用いたために、選挙の仕組みがブラックボックス化しているといわざるを得ない。

(2) 当選者と次点者の得票数に著しい差があったことは、投票行動に事前の相談があったことを強く示唆している。規程に特段の定めはないものの、理事選出は学会運営にとってきわめて重要な意味を持つことから、極端な事前行動が起こりにくい投票の仕組みを作るとともに、投票者の自発性、自主性を促すといった観点でも対応を考える必要がある。

2. 本小委員会の検討事項及び手順について

本小委員会は、

(1) 選挙管理委員会が、投票プロセスの妥当性および結果の正確性を検証、確認できるような電子投票システムの運用方法、運用手順の確立

(2) 極端な事前行動が起こりにくく、かつ投票者の自発性、自主性を促すよう投票の仕組みの構築の二点について検討する(ただし、(1)のうち、システム改修等、学会本部の判断が必要な事項があることに留意する)。

結果は、地方会幹事会あるいは地方会所属代議員に提示して意見を求め、さらに検討した上で、小委員会としての検討結果を地方会長へ提出する。

タイムラインとしては、次回幹事会(2月8日)までに二回の小委員会を開催し、幹事会で経過の報告を行う。そこでのフィードバックを踏まえてさらに検討を続ける。可能であれば、地方会総会までに、地方会長宛に小委員会としての検討結果を提出する。

3. 電子投票システムの運用について

電子投票システムの開発から運用開始に至る経緯についてそのプロセスに関わったメンバーより説明があり、匿名性の担保となりすましや不正アクセスによる改竄などの不正行為の防止を念頭に開発を進め、その検証も行ったこと、また、不正が疑われた場合の確認・検証手段が講じられていることが報告された。

議論の結果、以下について具体的な検討を進めることとした。

- ① なりすまし投票の有無、投票データベースへの不正アクセスによる改竄を確認する際の手順の明確化
- ② 電子投票システムによる集計結果を、選挙管理委員会が確認する手段の確保
- ③ ①や②を含めた電子投票システム運用に関する手順や手続きの文書化を進め、選挙管理委員会の役割や権限の明確化と選挙手続き全体の透明化を図る

4. 投票の仕組みについて

極端な事前行動が起こりにくいこと、および、投票者の自発性、自主性を促すことは、いずれも重要な観点であることについて意見の一致をみた。そのことを担保しうる仕組みとして、以下の3点が提示され、議論された。

- ① 投票時の記名数の変更
- ② 立候補制の導入
- ③ 所属部会、職能等に基づく理事定数の導入

①については、3名程度とすべきとの提案のほか、12名(地方会事務局案)や10名(据え置

き) の場合についても、その長・短所両面について意見交換を行った。次回、12名提案時のパブリックコメントも参照しつつ、検討することとなった。

②については、システム上、実現可能であれば、投票者が、自ら意思表示を行っている候補者についての情報を一定程度把握した上で投票を行えることから、適切で自主的な投票行動を支援することにつながると評価する意見が多くあった。以前の検討では選挙事務に要する時間的制約から実現しなかったものの、現時点では、学会ホームページの会員機能（会議室等）を用いれば実現の可能性があることから、次回までに、本部側でシステムの観点から実現性を確認いただいた上で検討を続けることとなった。

③については、公益財団法人としての役員選任の考え方や公平性の観点から困難であろうとの見通しが示され、次回までにこれらの点を本部に確認いただくこととなった。

東大の大久保理事より、本部としての見解のメールを記載する。

所属部会、職能等に基づく理事定数の導入について確認した結果をご報告します。公益社団申請にあたり、理事は本来全国で選ぶべき、公平に選ぶべきとの指摘があり、それに対して地方会に会員数に応じて理事を分配して選ぶことを認めてもらった経緯があります。つまり、全国区で選ぶべきものを地方会に分割していること、さらに所属部会、職能等に理事を割り振ることはさらに分割して選出することになること、地方会部会には地方会員全員が参加しているわけではなく、どの部会にも属さない会員にとって機会が均等とは言えない選出方法になること。以上から、公益等認定委員会に認められない可能性が大きいと考えられます。以上。

From: 産衛関東地方会事務局慈恵医大 jsoh_kanto@jikei.ac.jp

日付: 2014年2月28日 11:27

件名: 日本産業衛生学会関東地方会選出理事選挙記名数アンケート及び平成25年度臨時幹事会のお知らせ

日本産業衛生学会関東地方会幹事各位

拝啓 余寒の候、先生方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、昨年春に理事選挙改革案が出され、昨年末に理事選挙検討小委員会が結成され、この小委員会内で議論を重ねていただき、先日2月8日（土）の第4回幹事会の席で、ご報告をいただきました（報告書は幹事会資料として、既にお手元に届いていると思います）。

この小委員会では一番の懸案である「投票時の記名数」については結論を得るに至りませんでした。

本報告を受けて、2月8日の第4回幹事会では「記名数について関東地方会幹事の総意を確認」し、臨時幹事会を開催し引き続き議論することになりました。

理事選挙検討小委員会の報告書には連記は「1.現行通り（10名）」、「2.削減」の意見が拮抗していたことに加え、委員から「連記に人数の制限を求めるべきではない」などの意見も出されたとあります。

そこで前記2案の他に、この連記に人数の制限を求めないとの案も加えた3案に対して幹事の総意を取ることになりました。

胆管がん事例を踏まえた化学物質管理のあり方について

日本産業衛生学会政策法制度委員会
化学物質管理ワーキンググループ

政策法制度委員会化学物質管理ワーキンググループは、政策法制度委員会より、印刷業の事業場で多数の胆管がん患者が発生した事案を踏まえたこれからの化学物質管理のあり方について意見を示すように求められた。

そこで、現時点で化学物質管理ワーキンググループとして提案を考えている項目の骨子を、次の通り取りまとめた。今回の胆管がん問題は、単純に労働安全衛生法や関係法規を改正すれば、解決するわけではない。事業者が労働者の安全衛生を画することが経営の一環として必要性を認識することや、労働者自身がリスクの概念や自分の身体を守るための知識をもち必要な行動がとれるような教育を行うことなど、多角的な対応が求められている。このため、この提案は法に直接係る提案や、政策的な提案などいろいろな提案を含むものとなった。

今後、日本産業衛生学会、同理事会、および政策法制度委員会等のご意見を踏まえて、「これからの化学物質管理のあり方」として整理して完成させたい。

1. 法規制と危険有害性が関連付けられて評価されていて、特別則の対象外という情報は伝えられていたようであるが、危険有害性情報は事業者や労働者に十分に伝わっていない
 - ① 全ての危険有害性のある化学物質(含企業秘密のあるもの)について、危険有害性情報を包装容器のラベルや SDS の形で、事業者及び使用者に伝える。
 - ② 事業者は取り扱っている化学物質の危険有害性について労働者に教育を行いその記録を残す。
 - ③ SDS やラベルの成分表示に関する企業秘密については、現状では、企業の判断に任されており、特に新しい化学物質が使用されていなくとも企業秘密と表示したり、あるいは化学分析すれば簡単に成分が判明するような場合にも企業秘密と表示したりしていることがある。このような企業秘密の表示は認めるべきではない。また、労働者の安全及び健康が害される恐れがあるときは、企業秘密を認めるべきではない。
 - ④ ラベルや SDS の提供を受けた上で、事業者自身で危険有害性を確認する。販売元等が SDS を提供しなかった場合は、事業者が販売元に請求して入手するとともに、事業者自身が危険有害性情報を調べる。
2. 法に決められていないことに対する自主的、自律的な管理が行われておらず、化学物質の使用開始前及び使用后、定期的なリスクアセスメントとそれに基づく対

策、残存リスクの作業員への伝達が行われていない。

- ① 全ての業務、取扱い物質、設備などに対して、新規導入時、変更時等にリスクアセスメントとその結果に基づく対策を実施し、これらの結果を記録に残す。
 - ② リスクアセスメント結果に基づき、当該業務、取扱い物質、設備等に係る危険有害性とそれに対する対応と、残留リスクについて労働者に教育を行いその記録を残す。
 - ③ 労働安全衛生法及び特別規則で限られた化学物質を細かく規制する方法(仕様基準)ではなく、基本的な事項は法令に残し細部事項は行政指導と司法判断にゆだねながら事業者の責任を明確にする成果基準に移行していくこと。
 - ④ リスクアセスメントの最も基本的な方法である個人ばく露測定の普及を図る。この際、個人ばく露測定における測定者の専門的判断の自由度を確保することにより、事業者にはリスクに基づく合理的な管理と創意工夫の機会を与え、インセンティブに基づく自主的な管理を促す。
 - ⑤ 個人ばく露測定を含めたリスクアセスメントを主導できる工学面での専門家を育成する。
3. 業務に起因する疾病が発生したり疑われた場合の情報が、作業員や事業者、臨床医のところまで止まっていたため、多くの患者が発生するまで対応がなされなかった。法違反の場合は労働基準監督署長等に申告し是正を求める仕組み(安衛法第97条)があるが、十分機能していない。
- ① 法対象外の事由や、事故や健康影響のおそれがある際等にも、労働基準監督署長等に申告できるようにする。(事故が起きてしまえば、労災申請を行う)
 - ② 事業者(含む産業医、衛生管理者等)及び臨床医は、業務との関連がある疾患や疑いがある場合は、速やかに労働基準監督署長等に申告する。その上で事実確認などは行政が行う仕組みを整える。
4. 過去に取り扱っていた化学物質の危険有害性情報の把握状況や、ばく露状況が明確ではない。
- 事業者は特別管理物質以外の化学物質についても、作業の記録を作成するとともに、その時点で知りえた危険有害性の情報とともに保存を行い、従業員あるいはその家族が求めた際にはその記録を開示する。
5. 安全衛生活動が経営の一環として考えられておらず、事業者による法の遵守が十分ではない。労災が起っても経営に影響がなく、それほど重要に思われていないように思われる。例えば、労災発生時の罰則(例えば安衛法第22条では、原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害を防止するために必要な措置を講じる必要がある)は、6か月以下の懲役または50万円

以下の罰金に止まる。

- ① 繰りかえされる違反や、事故発生時の罰則を強化する。
- ② 労災発生時には設備や作業が改善されるまでの間、安衛法第98条に基づき積極的に使用停止命令を出す。
- ③ 労働基準監督官等の事業場への立ち入り時に、労働安全衛生面(特に作業環境管理、測定、健康診断など)の監督も強化する(現状は賃金、雇用条件等が主体)。また、発見された違反に対し是正勧告や指導を行う他、罰金刑を適用し、直接摘発された事業者以外への抑止効果を高める。また、罰則以外に、社名公開などの方法の工夫により、抑止効果を高める。

6. 化学物質管理に関する知識、情報、理解が不十分で、対策が行われていたが不十分な対策に止まり健康障害を防げなかった。

- ① 英国衛生安全庁のホームページのような、事業者が化学物質を自主管理できるような危険有害性やリスク評価手法などの情報をHPで提供したり、中小規模事業場安全衛生サポート事業のような仕組みで業種規模を問わず化学物質管理について助言、指導を実施する。
- ② 事業場では化学物質管理をマネジメントする専門家を育成し、事業所内外の中毒、リスク評価、工学的対策などの専門家と共に適正なリスクマネジメントが行えるようにする。

7. 胆管がんの患者が発生した際に、溶剤が原因ではないかと事業者申し出たが、事業者が否定しその後業務との関係を追及できなくなるなど、労働者が自らの健康を確保することができなかった。

- ① 労働者自身が取り扱っているものの成分と毒性を知る権利があることを法的に明記する。
- ② 職場の改善計画の決定に、労働者が参加する権利を法的に明記する。
- ③ 職場で発生した疾病を行政機関等に、労働者が相談する権利を法的に明記する。

化学物質管理 WG メンバー(あいうえお順)

熊谷 信二	産業医科大学産業 保健学部環境マネジメント学科安全衛生マネジメント学
城内 博	日本大学理工学部まちづくり工学科
武田 繁夫	武田労働衛生コンサルタント事務所
橋本 晴男	EMGマーケティング合同会社 医務産業衛生部
久永 直見	CKD 株式会社

技術部会幹事会報告事項（橋本）

2014年3月1日

1. 個人ばく露測定委員会
 - 委員会の会合、検討は終了（計10会議開催）
 - 報告書（個人ばく露測定ガイド）を作成予定：2014年05-6月頃メド。
 - 今後の進め方（案）
 - 技術部会に報告→承認→理事会に提出、承認→日本産業衛生学会誌に掲載（→書籍化??）
 - 日本産業衛生学会（5月）にシンポジウム
 - 座長=名古屋先生、演者=山田氏、熊谷氏、橋本

2. 政策法制度委員会
 - 化学物質管理ワーキンググループで化学物質管理に関する提言を準備中
 - WGメンバー= 武田繁先生、熊谷先生、久永先生、柴田先生、橋本
 - 要旨を配布しますので、ご意見があれば頂きたくよろしく申し上げます。
 - 全文（5-6P程度か）は、2014年央ころ完成の見込み。理事会承認後、公開予定。（メンタルヘルスに関する提言と共に）
 - 日本産業衛生学会（5月）にシンポジウム開催（化学物質管理、メンタルヘルス）

3. 生涯教育委員会
 - 技術部会代表の委員の交代：落合先生→竹内靖人先生、中央労働災害防止協会大阪センター（任期3年）
 - 2013年度ベストGP賞：関西環境科学株式会社 中家隆博先生。他は選考中。

4. 日本作業環境測定協会の情報
 - 日測協オキュペーションナルハイジニスト認定制度がIOHAから国際認証された。13か国目。
 - 技術部会内では、今後ハイジニスト（産業衛生技術者）の呼称を、オキュペーションナルハイジニストとしてはどうか（橋本提案）。（政策法制度委員会ではそのように合意された。）
 - IOHAが下部組織として、「アジアオキュペーションナルハイジーンネットワーク（ANOH）」を設立準備中。11月にクアラルンプールで正式発足予定。日本からは、日本作業環境測定協会と労働衛生工学会（各数名ずつ）が仮メンバーとして参加している。アジア地区（含む豪）のオキュペーションナルハイジーン促進、情報交流が目的。具体的活動内容は検討中。個人参加の可否も検討中。

収支予算書

平成26年 3月 1日から平成27年 2月28日まで

産業衛生技術部会

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	
正会員受取会費	0	0	0	
賛助会員受取会費	0	0	0	
購読会員受取会費	0	0	0	
過年度会員受取会費	0	0	0	
事業収益	0	0	0	
協賛金等収入	0	0	0	
投稿超過頁収益	0	0	0	
別刷収入	0	0	0	
登録料収入	0	0	0	
その他事業収益	0	0	0	
受取補助金等	800,000	800,000	0	
受取本部助成金	800,000	800,000	0	
受取国民助成金	0	0	0	
受取民間助成金	0	0	0	
受取活動資金	0	0	0	
受取寄付金	0	0	0	
受取利息	1,000	1,000	0	
雑収入	1,000	1,000	0	
経常収益計	801,000	801,000	0	
(2) 経常費用	440,000	790,000	-350,000	
事業費				
会場費	0	0	0	
旅費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	
機関誌印刷費	0	0	0	
機関誌編集費	0	0	0	
機関誌発送費	0	0	0	
広報渉外費	0	0	0	
諸謝金	0	0	0	
学会助成金	0	0	0	
協議会助成金	0	0	0	
大会研修助成金	0	0	0	
部会助成金	0	0	0	
地方会助成金	320,000	240,000	80,000	8地方会技術部会分
委員研究会費	120,000	550,000	-430,000	3委員会分
委託費	0	0	0	
国際交流費	0	0	0	
開発保守費	0	0	0	
雑費	0	0	0	
管理費	360,000	175,000	185,000	
給料手当	30,000	60,000	-30,000	
法定福利費	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	
総務費	0	0	0	
理事幹事会費	100,000	60,000	40,000	幹事会+企画運営委員会
役員改選費	0	0	0	
名簿発行費	0	0	0	
旅費交通費	160,000	0	160,000	
通信運搬費	10,000	5,000	5,000	
減価償却費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	10,000	15,000	-5,000	
会員報奨費	10,000	0	10,000	表彰委員会
広報渉外費	10,000	0	10,000	広報委員会
賃借料	0	0	0	
租税公課	0	0	0	
委託費	0	0	0	
雑費	30,000	35,000	-5,000	
経常費用計	800,000	965,000	-165,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	1,000	-164,000	165,000	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	1,000	-164,000	165,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	1,000	-164,000	165,000	
一般正味財産期首残高	800,000	896,564	-96,564	
一般正味財産期末残高	801,000	732,564	68,436	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	801,000	732,564	68,436	

収支予算書

平成26年 3月 1日から平成27年 2月28日まで

第23回産業衛生技術部会大会

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	
正会員受取会費	0	0	0	
賛助会員受取会費	0	0	0	
購読会員受取会費	0	0	0	
過年度会員受取会費	0	0	0	
事業収益	0	0	0	
協賛金等収入	0	0	0	
投稿超過頁収益	0	0	0	
別刷収録料収益	0	0	0	
その他事業収益	0	0	0	
受取補助金等	400,000	400,000	0	
受取本部助成金	400,000	400,000	0	
受取国民助成金	0	0	0	
受取民間助成金	0	0	0	
受取活動資金	0	0	0	
受取寄付金	0	0	0	
受取利息	0	0	0	
受取雑収入	0	0	0	
経常収益計	400,000	400,000	0	
(2) 経常費用				
事業費	220,000	220,000	0	
会場交通費	50,000	50,000	0	
旅費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	20,000	20,000	0	
消耗品費	0	0	0	
機関誌印刷費	0	0	0	
機関誌編集費	0	0	0	
機関誌発送費	0	0	0	
広報渉外費	0	0	0	
諸謝金	150,000	150,000	0	
学会助成金	0	0	0	
協議会助成金	0	0	0	
大会研修助成金	0	0	0	
支部助成金	0	0	0	
地方会助成金	0	0	0	
委員会費	0	0	0	
研究会費	0	0	0	
委員会費	0	0	0	
国際交流費	0	0	0	
開発保守費	0	0	0	
雑費	0	0	0	
管理費	120,000	120,000	0	
給料手当	20,000	20,000	0	
法定福利費	0	0	0	
退職給付	0	0	0	
総務費	0	0	0	
理事幹事会費	30,000	30,000	0	
役員改選費	0	0	0	
名簿発行費	0	0	0	
旅費	0	0	0	
通信運搬費	5,000	5,000	0	
減価償却費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	20,000	20,000	0	
会報渉外費	30,000	30,000	0	
広報費	0	0	0	
賃借料	0	0	0	
租税公課	0	0	0	
委託費	0	0	0	
雑費	15,000	15,000	0	
経常費用計	340,000	340,000	0	
評価損益等調整前当期経常増減額	60,000	60,000	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	60,000	60,000	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	60,000	60,000	0	
一般正味財産期首残高	120,000	60,000	60,000	
一般正味財産期末残高	180,000	120,000	60,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	180,000	120,000	60,000	

収支計算書

平成25年 3月 1日から平成26年 2月28日まで

産業衛生技術部会

科 目	予算額	決算額	差異	摘要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	
正会員受取会費	0	0	0	
賛助会員受取会費	0	0	0	
購読会員受取会費	0	0	0	
過年度会員受取会費	0	0	0	
事業収益	0	0	0	
協賛金等収入	0	0	0	
投稿超過頁収益	0	0	0	
別刷収入	0	0	0	
登録料収入	0	0	0	
その他事業収益	0	0	0	
受取補助金等	800,000	800,000	0	
受取本部助成金	800,000	800,000	0	
受取国庫助成金	0	0	0	
受取民間助成金	0	0	0	
受取活動資金	0	0	0	
受取寄付金	0	0	0	
受取利息	1,000	0	1,000	
雑収入	1,000	1,000	0	
経常収益計	801,000	800,000	1,000	
(2) 経常費用				
事業費	790,000	689,580	100,420	
会場交通費		58,500	-58,500	専門研修会・フォーラム・総会
旅費				
通信運搬費				
印刷製本費				
消耗品費				
機関誌印刷費				
機関誌編集費				
機関誌発送費				
広報渉外費				
諸謝礼金				
学会助成金				
協議会助成金				
大会研修会助成金				
部会助成金				
地方会助成金	240,000	80,000	160,000	地方会部会への助成
委員会費	550,000	551,080	-1,080	企画運営委員会、個人ばく露委員会含む
委員会費				
国際交流費				
開発保守費				
雑費				
管理費	175,000	106,335	68,665	
給料手当	60,000		60,000	
法定福利費				
退職給付				
総務費				
理事幹事会費	60,000	91,230	-31,230	幹事会+4部会長会議
役員改選費				
名簿発行費				
旅費交通費				
通信運搬費	5,000		5,000	
減価償却費				
印刷製本費				
消耗什器備品費				
消耗品費	15,000		15,000	
会報費				
広報渉外費				
賃借料				
租税公課				
委託費				
雑費	35,000	15,105	19,895	
経常費用計	965,000	795,915	169,085	
評価損益等調整前当期経常増減額	-164,000	4,085	-168,085	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	-164,000	4,085	-168,085	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-164,000	4,085	-168,085	
一般正味財産期首残高	896,564	896,564	0	
一般正味財産期末残高	732,564	900,649	-168,085	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	732,564	900,649	-168,085	

部会に関する細則	部会に関する細則（改正案）
<p>(総 則)</p> <p>第1条 定款第48条第6項に基づく部会については、この細則による。</p> <p>(設 置)</p> <p>第2条 会員の職能に特徴的な課題に関する研究・教育・実践を推進するため、理事会の議を経て部会を設けることができる。</p> <p>2 定款および本細則以外の部会活動等の事項については部会ごとに規則を別に定め、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>3 部会は、理事長による諮問の審議のほか、本会定款第5条に則した活動を行うことができる。</p> <p>4 理事会は、部会設置の目的が達成され、または部会設置の意義が失われたときは、部会を解散することができる。</p> <p>(部会員)</p> <p>第3条 会員は、自らの職能にかかわらずどの部会にも所属することができる。</p> <p>(幹 事)</p> <p>第4条 地方会長は、学会所属5年以上の正会員の中から2名以内の幹事を推薦し、理事長が委嘱する。</p> <p>2 理事長は、学会所属5年以上の正会員の中から若干名の幹事を委嘱することができる。</p> <p>3 幹事は幹事会を組織し、部会の運営にあたる。</p> <p>4 幹事に欠員を生じた場合には、新たな幹事の委嘱を行うことができる。</p> <p>5 理事長は、2名以内の各部会担当理事を定める。担当理事は部会に出席するものとする。</p> <p>(部会長)</p> <p>第5条 部会長は、幹事の中から幹事の互選により選出し、幹事会、部会を統括する。</p>	<p>(総 則)</p> <p>第1条 定款第48条第6項に基づく部会については、この細則による。</p> <p>(設 置)</p> <p>第2条 会員の職能に特徴的な課題に関する研究・教育・実践を推進するため、理事会の議を経て部会を設けることができる。</p> <p>2 定款および本細則以外の部会活動等の事項については部会ごとに規則を別に定め、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>3 部会は、理事長による諮問の審議のほか、本会定款第5条に則した活動を行うことができる。</p> <p>4 理事会は、部会設置の目的が達成され、または部会設置の意義が失われたときは、部会を解散することができる。</p> <p>(部会員)</p> <p>第3条 会員は、自らの職能にかかわらずどの部会にも所属することができる。</p> <p>(幹 事)</p> <p>第4条 地方会長は、代議員または学会所属5年以上の正会員の中から2名以内の幹事を推薦し、理事長が委嘱する。</p> <p>2 理事長は、代議員または学会所属5年以上の正会員の中から若干名の幹事を委嘱することができる。</p> <p>3 幹事は幹事会を組織し、部会の運営にあたる。</p> <p>4 幹事に欠員を生じた場合には、新たな幹事の委嘱を行うことができる。</p> <p>5 理事長は、2名以内の各部会担当理事を定める。担当理事は部会に出席するものとする。</p> <p>(部会長・副部会長・担当幹事)</p> <p>第5条 部会長は、幹事の中から幹事の互選により選出し、幹事会、部会を統括する。</p> <p>2 部会長は副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代行する。</p> <p>3 部会長は、若干名の経理担当幹事と総務担当幹事を指名し、担当幹事は担当職務を管轄する。</p>

(任 期)

第6条 幹事の任期は、委嘱されてから2年とする。ただし、第4条第4項による幹事の任期は前任者の残任期間とする。

(答申・報告)

第7条 部会長は、部会としての答申および報告（以下、答申等）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、答申等を理事会に報告し、理事会は、必要に応じ審議する。

3 理事長は、答申等を総会において報告する。

4 部会長は、答申等を機関誌・本会のホームページに掲載することができる。

(予算措置と会計・事業報告)

第8条 学会は、各部会に、毎年一定額の予算を交付する。

2 部会長は、定められた様式による決算報告および事業報告を年度ごとに理事長に提出しなければならない。

3 部会の集会、研修会等にあたり、参加費等を徴収することを妨げない。

(部会長会議)

第9条 各部会長を委員とする部会長会議をもうける。

2 部会長会議は、部会に共通する課題について協議する。

3 理事長は、部会に関わる必要な課題について、部会長会議に諮問することができる。

4 部会長会議は、部会長会議としての答申および報告（以下、答申等）を理事長に提出するものとする。

付 則

1.この細則の変更は、理事会の議決による。

2.この細則は、公益社団法人日本産業衛生学会の設立の登記の日から施行する。

(任 期)

第6条 幹事の任期は、委嘱されてから2年とする。ただし、第4条第4項による幹事の任期は前任者の残任期間とする。

(答申・報告)

第7条 部会長は、部会としての答申および報告（以下、答申等）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、答申等を理事会に報告し、理事会は、必要に応じ審議する。

3 理事長は、答申等を総会において報告する。

4 部会長は、答申等を機関誌・本会のホームページに掲載することができる。

(予算措置と会計・事業報告)

第8条 学会は、各部会に、毎年一定額の予算を交付する。

2 部会長は、定められた様式による決算報告および事業報告を年度ごとに理事長に提出しなければならない。

3 部会の集会、研修会等にあたり、参加費等を徴収することを妨げない。

(部会長会議)

第9条 各部会長を委員とする部会長会議をもうける。

2 部会長会議は、部会に共通する課題について協議する。

3 理事長は、部会に関わる必要な課題について、部会長会議に諮問することができる。

4 部会長会議は、部会長会議としての答申および報告（以下、答申等）を理事長に提出するものとする。

(地方会部会)

第10条 部会は、地方会に地方会部会を設置することができる。

2 地方会部会の設置・運営に関する規則は、部会で定める。

附 則

1. この細則の変更は、理事会の議決による。

2. この細則は、公益社団法人日本産業衛生学会の設立の登記の日から施行する。

3. この細則は、平成25年9月21日から施行する。

産業衛生技術部会規定

第1章 総則

(産業衛生技術部会の設置および規程)

第1条 学会定款第36条により、社団法人日本産業衛生学会内に産業衛生技術部会(以下本部会という)を設置し、この規程により運営する。

なお、本部会の英語名を Occupational Hygiene & Ergonomics とする。

(本部会の目的)

第2条 本部会は、産業衛生分野における諸技術の向上、発展をはかることにより、産業衛生学の進歩に資することを目的とする。

(本部会の事業)

第3条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 産業衛生技術に関する研究集会の開催
2. 産業衛生技術に関する調査研究
3. 産業衛生技術に関する教育研修
4. 産業衛生技術に関する資料の収集、編纂
5. その他本部会の目的達成に必要な事業

第2章 構成および組織

(部会員)

第4条 部会員は日本産業衛生学会会員のうち、本部会の目的に賛同する者で、所定の参加手続きを終えた者とする。

(幹事会)

第5条 本部会を運営するため、幹事会をおく。

2. 幹事会は次の幹事により構成する。

学会理事 1名以上

部会員 若干名

3. 幹事の選任は、地方会長が部会員に諮って推薦し、理事長が委嘱する。

4. 幹事の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(部会長、副部会長)

産業衛生技術部会規則

(総則)

第1条 学会定款第48条第3項及び部会に関する細則第2条第1項(平成25年3月1日制定)により、産業衛生技術部会(以下本部会という)を設置する。本部会の英語名を Occupational Hygiene & Ergonomics とする。

2 学会定款及び部会に関する細則以外の部会活動については、産業衛生技術部会規則(以下、本規則という)による。

(目的)

第2条 本部会は、学会定款第5条に則し、産業衛生分野における諸技術の向上、発展をはかることにより、産業衛生学の進歩に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 産業衛生技術に関する研究集会の開催
- 2 産業衛生技術に関する調査研究
- 3 産業衛生技術に関する教育研修
- 4 産業衛生技術に関する資料の収集、編纂
- 5 その他本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第4条 部会員は、日本産業衛生学会会員のうち、本部会の目的に賛同する者で、所定の参加手続きを終えた者とする。

第6条 部会長は幹事の推薦、副部会長は部会長の指名とし、理事長が委嘱する。

第3章 職務

(部会長、副部会長の職務)

第7条 部会長は部会を代表し、部会の会務を統括する。

2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(幹事の職務)

第8条 幹事は、部会の会務を分担する。

第4章 会議および報告等

(部会総会)

第9条 部会総会は、部会長が招集し、毎年1回開催する。

2. 部会総会の議長は、部会長とする。

(幹事会)

第10条 幹事会は、毎年2回以上開催する。

2. 幹事会の議長は、部会長とする。

(事業計画の提出)

第11条 部会長は、部会の事業計画案を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(報告および意見具申)

第12条

部会長は、年度ごとに部会の事業、会計について理事会に報告する。

2. 部会長は、部会の審議事項をとりまとめ、理事会に報告するとともに、必要な意見具申を行なう。

第5章 会計

(本部会の経費)

第13条 本部会の経費は、学会からの交付金ならびに研究集会の参加費等をもってこれにあてる。

(会計年度)

(部会総会)

第5条 部会総会は、部会長が招集し、毎年1回開催する。

2 部会総会の議長は、部会長とする。

(幹事会)

第6条 幹事会は毎年2回以上開催する。

2 幹事会の議長は、部会長とする。

(部会の経費)

第7条 本部会の経費は、学会からの交付金ならびに研究集会の参加費等をもってこれにあてる。

第14条 本部会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第6章 事務局、規程の改正

(事務局)

第15条 本部会の事務局は、日本産業衛生学会事務局内におく。

(規程の改正)

第16条 本規程の改正は、部会総会の議を経たのち、理事会に提出し、その承認を得なければならない。

付則

1. この規程は、平成14年2月23日から施行する。
2. 本規程の一部を変更し、平成17年4月24日より施行する。
3. 第15条の規程に関わらず、当分の間、事務局を財団法人労働科学研究所におく。

(事務局)

第8条 本部会の事務局は、日本産業衛生学会事務所内に置く。

附 則

- 1 この規則の変更は、部会の議を経て理事会の議決による。
- 2 この規則は、平成25年9月21日から施行する。